

任意後見の促進について

第 11 回成年後見制度利用促進専門家会議（令和 3 年 10 月 25 日）

「次期基本計画策定に向けての意見」

公益社団法人日本社会福祉士会 理事 星野美子

提出資料より抜粋

社会福祉士が相談を受け、任意後見契約を締結する事案は、財産管理よりも身上保護に関する将来の不安に備えてということが多くあります。専門職が受任者となることから報酬額を設定して契約をすることが適切であるという見解から、契約では報酬額を話し合って設定していても、実際に任意後見契約が発効した場合に報酬受領が困難という事案も少なからず存在します。本人の判断能力の低下がみられても、任意後見人と任意後見監督人への報酬負担が困難だから、という理由で監督人選任に至らず年数を経過している事案もあります。

そのような状況も踏まえ、本会としては任意後見を促進するためには、3 つの課題があると考えます。

1 点目は、費用負担が困難な利用希望者への対応です。公正証書作成時の手続費用の減額があれば、契約自体を 1 回で終わらせるためにすべてを網羅的に代理行為目録とするような契約ではなく、その時々本人の意向に沿った形で契約内容の見直しが可能となり、契約したいと考える方が増えるのではないのでしょうか。また、監督人が選任された場合、監督人報酬を利用支援事業の対象とすることが考えられ、実際そのような自治体も数は少ないですが存在しています。そのような方向性を国が提示することが可能ではないのでしょうか。

2 点目は、契約を締結したことを中核機関で情報として把握することが可能となる仕組みです。公証役場と地域との連携の一環として、本人の意思による契約であるからこそ、定期的なモニタリングの相談を受けられる仕組みとして、中核機関に契約したことの情報を伝えることを本人同意で行うことができると考えます。そうすることで、監督人選任申立の必要な事案の発見、適切な対応が期待できます。地域の実情に応じて、中核機関の役割遂行のなかで希望する中核機関においてはできる仕組みがあるとよいと考えます。

3 点目は、民事信託との関係において、特に身上保護の適格な実施のためには任意後見との併用が望ましいことを積極的に広報することが求められると考えます。これら任意後見の促進については、法律職のみならず福祉関係の専門職の活用も合わせて行う必要があると認識します。